

地区計画の区域内における行為の届出書の要否について

地区計画の定められた区域内で、土地の区画形質の変更及び建築・外構工事などを行う場合は、工事着手30日前までに届出してください。

【届出】

“○”	土地の区画形質の変更及び地区整備計画に定めのある行為について、届出が必要。	(共通) 建築確認を伴わない10㎡以下の増築、垣・さくの築造については、全地区で届出が必要。
“▲”	土地の区画形質の変更及び地区整備計画に定めのある行為について、建築確認申請を伴う場合に限り、届出は不要。	

	地区名	届出		地区名	届出
1	芳川小屋地区	▲	26	中原地区	▲
2	寿百瀬地区	○	27	中山台地区	▲
3	小屋地区	○	28	城北東地区	○
4	竹渚北地区	○	29	笹部地区	○
5	寿小池地区	▲	30	中巾地区	○
6	平田東地区	▲	31	青島地区	▲
7	高宮・征矢野地区	▲	32	空港東北地区	▲
8	竹渚南地区	▲	33	倭工業団地地区	▲
9	岡田久根下地区	▲	34	新井北地区	○
10	松原・寿台地区	▲	35	東方地区	▲
11	村井地区	▲	36	両島地区	▲
12	野溝塚田地区	▲	37	村井町南地区	▲
13	新井地区	▲	38	惣社地区	▲
14	寿小赤地区	○	39	岡田東地区	▲
15	平田西地区	▲	40	信州大学松本キャンパス地区	○
16	竹渚西地区	▲	41	上村井地区	○
17	井川城北地区	▲			
18	島高第一地区	▲			
19	下惣地区	▲			
20	小宮地区	○			
21	村井巾下地区	▲			
22	平田地区	▲			
23	庄内地区	○			
24	和田西原地区	▲			
25	井川城中地区	▲			